

事 務 連 絡
平成 29 年 9 月 15 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局 御 中
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
文部科学省高等教育局高等教育企画課

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性
がある場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）によ
る情報伝達について

北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応については、文部科学省から、平成 29 年 9 月 8 日付け「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」により周知したところであり、各位におかれては、当該事務連絡による取組を推進していただいているところですが、本日、北朝鮮から弾道ミサイルが発射されたところです。引き続き各位におかれては、自治体の危機管理部局や関係機関と緊密に連携し、適切に対応されるようお願いします。

なお、9 月 14 日付けで、内閣官房より、別紙のとおり、消防庁に対し、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達について伝達する文言を変更するとともに、国民保護ポータルサイトに掲載している当該情報伝達の流れや注意点等の更新について通知した旨、情報共有がありました。例えば、Jアラートによる伝達メッセージのうち、「頑丈な建物や地下」という表現が「建物の中、又は地下」に変更されたり、国民保護ポータルサイトに掲載されている Q & A や J ア

ラートによる情報伝達に係る情報が更新（ミサイル通過情報又は日本の領域外の海域に落下した場合の落下場所等についての情報が発信された場合、引き続き屋内に避難する必要がない等）されています。

本件については、消防庁から都道府県及び都道府県を通じて各都道府県内の市区町村等に対して周知されることとなっていますが、念のため各位に対してもお知らせします。

今後も、関連情報の更新が行われることが予想されるので、引き続き、各自治体の危機管理部局と緊密に連携し、最新の情報を踏まえ、各学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）において、適切に取り組まれるよう、ご指導等をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人等及び学校に対して、各国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社等及び学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

【問合せ先】

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課交通安全係

tel：03-5253-4111（2695）

fax：03-6734-3794

閣 副 事 態 第 4 3 5 号

平 成 2 9 年 9 月 1 4 日

消防庁国民保護運用室長 殿

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付

内 閣 参 事 官 伊 藤 敬

（ 公 印 省 略 ）

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある
場合における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達
について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるJアラートによる情報伝達について、伝達する文言を別添1のとおり変更しましたので、お知らせします。これに伴い、国民保護ポータルサイトに掲載している当該情報伝達の流れや注意点等についても別添2及び別添3のとおり更新しましたので、併せてお知らせします。

また、この変更等を受け、国民保護ポータルサイトに掲載している「弾道ミサイル落下時の行動に関するQ&A」についても別添4のとおり更新しましたので、併せてお知らせします。

つきましては、上記について、地方公共団体を通じて住民の理解が進むよう、地方公共団体に対してご周知くださいますようお願いいたします。

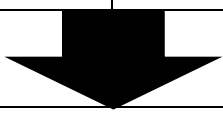
全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達のメッセージの変更について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合におけるＪアラートによる情報伝達について、今般、伝達する文言を次のとおり変更しました（赤字が変更箇所）。

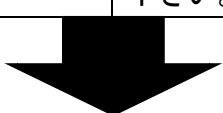
なお、下記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

（１） 日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。 <u>建物の中、又は</u> 地下に避難して下さい。



② 直ちに避難することの呼びかけ	
旧	新
直ちに避難。直ちに避難。直ちに頑丈な建物や地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。	直ちに避難。直ちに避難。直ちに <u>建物の中、又は</u> 地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。



③ 落下推定情報（日本の領土・領海に落下）	
旧	新
ミサイル落下。ミサイル落下。 ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。	ミサイル落下。ミサイル落下。 ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

(2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ	
旧	新
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。 <u>建物の中、又は</u> 地下に避難して下さい。



② 通過情報	
旧	新
ミサイル通過。ミサイル通過。 先程、この地域の上空をミサイルが通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	ミサイル通過。ミサイル通過。 先程 <u>のミサイルは、●●地方から●●へ</u> 通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

① 発射情報	
旧	新
ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。頑丈な建物や地下に避難して下さい。	ミサイル発射。ミサイル発射。 北朝鮮からミサイルが発射された模様です。 <u>建物の中、又は</u> 地下に避難して下さい。



② 落下推定情報 (日本の領海外の海域に落下)	
旧	新
先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。	先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達について

北朝鮮は過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射し^{※1}、平成29年8月29日には、予告することなく発射した弾道ミサイルが、日本の上空を通過する事案も起こっています。

政府としては、いかなる事態にも対応することができるよう緊張感をもって必要な対応に万全を期しているところです。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する場合、弾道ミサイルは極めて短時間で日本に飛来することが予想されます^{※2}。仮に、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、政府としては、24時間いつでも全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を使用し、緊急情報を伝達します。

Ｊアラートを使用すると、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます^{※3}。なお、Ｊアラートによる情報伝達は、国民保護に係る警報のサイレン音を使用し、弾道ミサイルに注意が必要な地域の方に、幅広く行います。

Ｊアラートによる情報伝達では、

- 弾道ミサイルが日本に飛来する可能性があると判断した場合に、まず、弾道ミサイルが発射された旨の情報（①）を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は、近くの建物（コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません）の中、又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難して下さい。

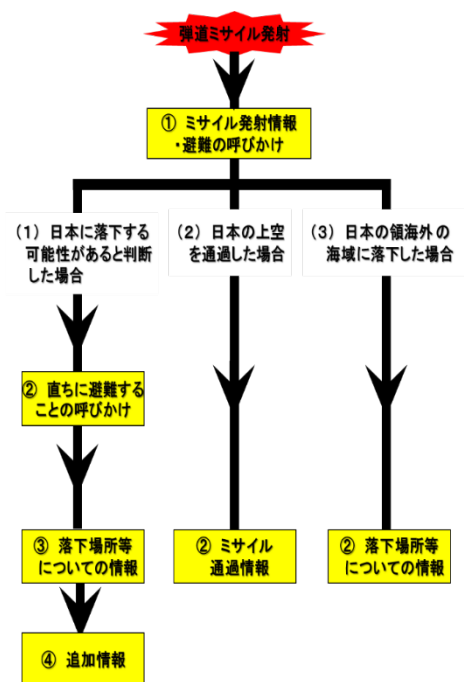
屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。^{※4}

- その後、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があると判断した場合には、続報として直ちに避難することを呼びかけます（(1)②）。

屋外にいる場合には、直ちに近くの建物の中、又は地下に避難してください。また、近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。

屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

- その後、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合には落下場所等についてお知らせします（(1)③）。



（注）「（３） 日本の領海外の海域に落下した場合」とは、発射直後、我が国に飛来する可能性があるとして①の情報伝達を行った後、結果的に本邦の手前の領海外に落下した場合

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

- 弾道ミサイルが日本の上空を通過した場合には、他に追尾しているミサイルやミサイルから分離した落下物が我が国の領土・領海に落下する可能性が無いことを確認した後、弾道ミサイルが通過した旨の情報をお知らせします ((2)②)。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

- このほか、日本まで飛来せず、領海外の海域に落下した場合には、その旨を続報としてお知らせします ((3)②)。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。

情報伝達の基本的な流れは、以下のとおりです。

- ※1 平成28年版防衛白書 ダイジェスト第I部北朝鮮 参照

(<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/html/nd100000.html>)

- ※2 平成28年2月7日に、北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルは約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。

(平成28年版防衛白書 図表I-2-2-3、コラム解説16 参照)

<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/html/n1221000.html#zuhyo01020203>

<http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/html/nc001000.html>

なお、ミサイルの種類や発射の方法、発射場所等により日本へ飛来するまでの時間は異なります。

- ※3 消防庁ホームページ Jアラートの概要 参照

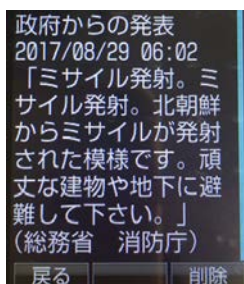
(http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokuminhogo_unyou/kokuminhogo_unyou_main/J-ALERT_gaiyou_h28.pdf)

- ※4 内閣官房ホームページ 弾道ミサイルの落下時の行動について

(<http://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/290421koudou1.pdf>)

【参考】 エリアメール・緊急速報メールの受信画面の実例

(平成29年8月29日に配信されたもの)



(1) 日本の領土・領海に落下する可能性がある判断した場合

弾道ミサイル発射

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

② 直ちに避難することの呼びかけ

「直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難して下さい。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難して下さい。」

※ ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性がある判断した場合、直ちに避難することの呼びかけを行います。

屋外にいる場合には、直ちに近くの建物の中、又は地下に避難して下さい。また、近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守って下さい。

屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

③ 落下場所等についての情報（日本の領土・領海に落下）

「ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが●●地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。」

※ ミサイルが日本の領土・領海に落下したと推定された場合は、落下場所等の情報を伝達します。

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

(2) 日本の領土・領海の上空を通過した場合

弾道ミサイル発射

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

② ミサイル通過情報

「ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、●●地方から●●へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

※ ミサイルが日本の上空を通過したことが確認された場合は、その情報を伝達します。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

(3) 日本の領海外の海域に落下した場合

弾道ミサイル発射

① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ

「ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難して下さい。」

※ まず、上記の発射情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物(コンクリート造り等頑丈な建物が望ましいですが、頑丈な建物がなければ、それ以外の建物でも構いません)の中、又は地下(地下街や地下駅舎などの地下施設)に避難して下さい。

屋内にいる場合には、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動して下さい。

② 落下場所等についての情報（日本の領海外の海域に落下）

「先程のミサイルは、●●海に落下した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡して下さい。」

※ ミサイルが日本まで飛来せず、領海外の海域に落下したと推定される場合は、上記の情報を伝達します。

引き続き屋内に避難する必要はありませんが、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察、消防や海上保安庁に連絡して下さい。

(注1) 状況に応じて送信するため、上記のメッセージを全て送信するとは限りません。

(注2) 上記のメッセージは、状況に応じ、変更する可能性があります。

(注3) 自衛隊によるミサイルの迎撃の状況等により情報伝達の流れが変わる可能性があります。

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合における全国瞬時警報システム（Ｊアラート）による情報伝達に関するＱ＆Ａ

【情報伝達の概要について】

Ｑ１．どのような場合にＪアラートが使用されるのでしょうか。

Ａ１．

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用します。

逆に、日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がないと判断した場合は、Ｊアラートは使用しません。

なお、日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）内にミサイルが落下する可能性がある場合は、Ｊアラートは使用しませんが、船舶、航空機に対して迅速に警報を発します。

Ｑ２．実際、どのように情報伝達が行われるのでしょうか。

Ａ２．

政府からＪアラートにより情報伝達があった場合は、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

詳しくは消防庁のホームページをご確認下さい。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html

【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過する前）について】

Ｑ３．「ミサイルが発射された」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

Ａ３．

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、弾道ミサイル発射の情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難してください。

屋内にいる場合は、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

なお、ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとは判断した場合には、

その時点で改めて、ミサイルが落下する可能性がある旨を伝達し、直ちに避難することを呼びかけます。

Q 4. 「ミサイルが落下する可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 4.

【屋外にいる場合】

近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難してください。

近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。

【屋内にいる場合】

できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 5. どのような建物などに避難すれば良いのでしょうか。

A 5.

近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中又は地下街、地下駅舎などの地下施設に避難してください。

Q 6. 近くに頑丈な建物又は地下がない場合はどこに避難すれば良いのでしょうか。

A 6.

近くの建物の中へ避難してください。近くに避難できる建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 7. なぜ建物の中又は地下へ避難するのですか。

A 7.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）への避難が有効だからです。

Q 8. 近くに建物又は地下がない場合はどうすれば良いのでしょうか。

A 8.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるため、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 9. 避難する際には、避難施設として都道府県知事に指定されている建物又は地下施設に避難しなければならないのでしょうか。

A 9.

避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難してください。

Q 10. 自宅にいる場合はどうしたらよいでしょうか。

A 10.

すぐに避難できるところに、より頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）があれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、自宅で、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 11. 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

A 11.

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 12. 弾道ミサイルの情報が伝達されたとき、自動車の車内にいる場合はどうすればよいですか。

A 12.

車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあります。

車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）に避難してください。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守ってください。

Q 13. 車から出ると危険な場合はどうしたらよいですか。

A 13.

高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場

所に止め、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機してください。

【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過した後）について】

Q 1 4. 「ミサイルは、●●地方から●●へ通過した」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 1 4.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

引き続き避難をしていただく必要はありませんが、もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

Q 1 5. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 1 5.

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なります。

そのため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めてください。

また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動してください。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なりますが、次のように行動してください。

- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。

Q 1 6. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達後の続報とはどのような情報が伝達されるのですか。

A 1 6.

その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は、引き続き屋内避難をして頂く、あるいは別の地域へ避難をして頂くといった情報を伝達します。

Q 17. 「ミサイルが●●海に落下した」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 17.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

引き続き避難をしていただく必要はありませんが、もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

【情報伝達について】

Q 18. 国民保護サイレン音はどのような時に鳴るのですか。

A 18.

Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として国民保護サイレンが鳴ることとなっています。

防災行政無線の設置状況などは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 19. ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は国民保護サイレン音なのでしょうか。

A 19.

津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。国民保護サイレン音ではありません。ミサイル情報のエリアメール・緊急速報メールの着信音は以下のサイトをご確認ください。

NTT ドコモ エリアメール（災害・避難情報）のページ

https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster_evacuation/index.html

au 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/saigai-hinan/>

ソフトバンク 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/about/disaster_info/

Yモバイル 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/disaster_info/

Q 20. 所有している携帯電話・スマートフォンが、Jアラート作動時にエリアメール・緊急速報メールを受信するか知りたいのですが。

A 20.

消防庁において、受信可能な機種かどうかの確認方法と、受信できない場合等の対策をまとめて、ホームページに公表しています。こちらをご覧ください。

（参考：「[スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用](#)」）

【訓練について】

Q 2 1. 国民保護サイレンを学校や事業所などで吹鳴させて児童・生徒や従業員などに周知したいのですが、構いませんか。

A 2 1.

構いません。なお、国民保護サイレン音は国民保護ポータルサイトから確認できます。

ただし、国民保護サイレン音を聞いた人が、実際に武力攻撃事態等が発生していると混同しないように注意してください（「これから周知のために国民保護サイレン音を鳴らしますが、実際に武力攻撃事態等が起こっているわけではありません」と事前アナウンスをしてから吹鳴させるなど。）。

（参考：[国民保護サイレン音](#)）

Q 2 2. 適切に避難できるか不安なので、避難訓練を実施してほしいのですが。

A 2 2.

国、都道府県、市町村が共同で実施する避難訓練もあります。まずはお住まいの市町村にお問い合わせください。

【その他】

Q 2 3. これまでJアラートにより弾道ミサイルに関する情報伝達を行った実績を教えてください。

A 2 3.

北朝鮮が予告して「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射した平成28年2月7日及び平成24年12月12日と、予告なく弾道ミサイルを発射した平成29年8月29日に、それぞれ「ミサイル発射情報」と「ミサイル通過情報」をJアラートにより伝達しました。

Q 2 4. ミサイルは発射から何分位で日本に飛んでくるのでしょうか。

A 2 4.

北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する場合、極めて短時間で日本に飛来することが予想されます。

例えば、平成28年2月7日に北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルは、約10分後に、発射場所から約1,600km離れた沖縄県先島諸島上空を通過しています。

なお、弾道ミサイルの種類や発射の方法、発射場所などにより日本へ飛来するまでの時間は異なります。

弾道ミサイル落下時の行動に関する Q & A

【情報伝達の概要について】

Q 1. どのような場合に Jアラートが使用されるのでしょうか。

A 1.

全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用します。

逆に、日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がないと判断した場合は、Jアラートは使用しません。

なお、日本の排他的経済水域（ＥＥＺ）内にミサイルが落下する可能性がある場合は、Jアラートは使用しませんが、船舶、航空機に対して迅速に警報を発します。

Q 2. 実際、どのように情報伝達が行われるのでしょうか。

A 2.

政府から Jアラートにより情報伝達があった場合は、市町村の防災行政無線等が自動的に起動し、屋外スピーカー等から警報が流れるほか、携帯電話にエリアメール・緊急速報メールが配信されます。

詳しくは消防庁のホームページをご確認下さい。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList2_1.html

【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過する前）について】

Q 3. 「ミサイルが発射された」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 3.

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合には、弾道ミサイル発射の情報を伝達し、避難を呼びかけます。

屋外にいる場合は近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難してください。

屋内にいる場合は、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちにそちらに避難して下さい。それができなければ、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

なお、ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性があるとして判断した場合には、その時点で改めて、ミサイルが落下する可能性がある旨を伝達し、直ちに避難することを呼びかけます。

Q 4. 「ミサイルが落下する可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 4.

【屋外にいる場合】

近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下に避難してください。

近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守ってください。

【屋内にいる場合】

できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 5. どのような建物などに避難すれば良いのでしょうか。

A 5.

近くの建物（できればコンクリート造り等頑丈な建物）の中又は地下街、地下駅舎などの地下施設に避難してください。

Q 6. 近くに頑丈な建物又は地下がない場合はどこに避難すれば良いのでしょうか。

A 6.

近くの建物の中へ避難してください。近くに避難できる建物がない場合には、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 7. なぜ建物の中又は地下へ避難するのですか。

A 7.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるためには建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）への避難が有効だからです。

Q 8. 近くに建物又は地下がない場合はどうすれば良いのでしょうか。

A 8.

ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けるため、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。

Q 9. 避難する際には、避難施設として都道府県知事に指定されている建物又は地下施設に避難しなければならないのでしょうか。

A 9.

避難施設として指定されているかどうかにかかわらず、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下施設に避難してください。

Q 10. 自宅にいる場合はどうしたらよいのでしょうか。

A 10.

すぐに避難できるところに、より頑丈な建物や地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）があれば直ちにそちらに避難してください。それができない場合は、自宅で、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 11. 建物内に避難してから気を付けることはありますか。

A 11.

爆風で壊れた窓ガラスなどで被害を受けないよう、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してください。

Q 12. 弾道ミサイルの情報が伝達されたとき、自動車の車内にいる場合はどうすればよいですか。

A 12.

車は燃料のガソリンなどに引火するおそれがあります。

車を止めて近くの建物（できれば頑丈な建物）の中又は地下（地下街、地下駅舎などの地下施設）に避難してください。周囲に避難できる建物又は地下施設がない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守ってください。

Q 13. 車から出ると危険な場合はどうしたらよいですか。

A 13.

高速道路を通行している時など、車から出ると危険な場合には、車を安全な場所に止め、車内で姿勢を低くして、行政からの指示があるまで待機してください。

【弾道ミサイル落下時の行動（落下又は通過した後）について】

Q 1 4. 「ミサイルは、●●地方から●●へ通過した」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 1 4.

政府からの情報について、テレビやラジオで確認してください。

引き続き避難をしていただく必要はありませんが、もし、不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、すぐに警察、消防や海上保安庁に連絡してください。

Q 1 5. 「ミサイルが●●地方に落下した可能性がある」との情報伝達があった場合は、どうすれば良いのでしょうか。

A 1 5.

続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難して下さい。

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が大きく異なります。

そのため、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努めてください。

また、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動してください。

もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲などが異なりますが、次のように行動してください。

- ・ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難してください。
- ・ 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉してください。

【情報伝達について】

Q 1 6. 国民保護サイレン音はどのような時に鳴るのですか。

A 1 6.

Jアラートを使用すると市町村の防災行政無線などが自動的に起動し、屋外スピーカーなどから警報が流れますが、この時に原則として国民保護サイレンが鳴ることとなっています。

防災行政無線の設置状況などは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

Q 17. ミサイル情報を伝達するエリアメール・緊急速報メールの着信音は国民保護サイレン音なのでしょうか。

A 17.

津波や火山情報などに関するエリアメール・緊急速報メールと同じ着信音です。国民保護サイレン音ではありません。ミサイル情報のエリアメール・緊急速報メールの着信音は以下のサイトをご確認ください。

NTT ドコモ エリアメール（災害・避難情報）のページ

https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/disaster_evacuation/index.html

au 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/saigai-hinan/>

ソフトバンク 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/about/disaster_info/

Yモバイル 緊急速報メール（災害・避難情報）のページ

http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/disaster_info/

Q 18. 所有している携帯電話・スマートフォンが、Jアラート作動時にエリアメール・緊急速報メールを受信するか知りたいのですが。

A 18.

消防庁において、受信可能な機種かどうかの確認方法と、受信できない場合等の対策をまとめて、ホームページに公表しています。こちらをご覧ください。
(参考:「[スマートフォンアプリ等による国民保護情報の配信サービスの活用](#)」)